

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月5日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町中央公民館2階 視聴覚調音室
3. 出席委員 （17名）

農業委員 （7名）

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 （10名）

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

田久保 孝一

欠席委員 （農業委員1名）

川崎 豊洋

（推進委員1名）

山田 英明

#### 4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について  
議案第 20 号 農地法第 46 条の規定による国有財産の売払いに係る農業委員会  
への意見照会について  
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について  
議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について  
議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>明けましておめでとうございます。 今年もよろしくお祈りします。 ただいまから第 7 回総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 7 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、5 番の福江委員と 6 番の市丸委員よろしくお祈りします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 20 号 1 件、議案第 21 号 3 件、議案第 22 号 1 件、議案第 23 号 2 件となっています。 それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 1 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(報告説明)</p> <p>事務局の報告が終わりました。 報告内容について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>

議長	<p>ご意見等無いようなので、報告第1号1番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第20号、農地法第46条の規定による国有財産の売払いに係る農業委員会への意見照会について、九州農政局長より、意見書を1件受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第20号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第20号1番について、農地法第3条第1項の適格要件を満たしていると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は適当であると認め、九州農政局に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員、及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>

川下委員	<p>12月26日に、〇〇さん、田久保推進委員と立ち会い、現場を見て参りました。</p> <p>〇〇さんは漁業と農業と両方されていたわけですが、漁業だけするというので、農業を廃止されるということです。それと、譲受人の〇〇さんにも確認をとりまして、規模拡大ということで間違いないということです。</p>
田久保推進委員	<p>今、川下委員が言われた通りですけど、野崎の方は、隣地が〇〇さんの農地だったので買ってこれというのでした。それで、道越の方は、草払いがきついで、一緒に買ってこれというのでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第21号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第21号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって1番は、原案通り認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>この件は、内田推進委員が27日ということだったんですが、私が行けなくて、28日に現地だけ確認をしてきました。</p> <p>現地は、草も生えてなくて、木も生えておりませんでした。</p>

内田推進委員	<p>あとは内田推進委員に説明をお願いします。</p> <p>27日に、〇〇さんと〇〇さんとの立ち会で調整いたしまして、〇〇さんは、〇〇さんに一任ということで、問題はございませんということでした。畑は、いつでも耕作できる状態です。</p> <p>金額の方もこれで了解ということで、2人とも納得をされているところありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第21号2番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>21日に、譲渡人と譲受人の2人に直接会って確認を取りました。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは、親戚です。</p> <p>ここは、3年前くらいまでみかんを作っておられましたけども辞めておられました。</p> <p>〇〇さんは、養豚業ですので、みかんは一切管理をされておられません。</p>

<p>浦田推進 委員</p>	<p>お父さんがしなくなったものですから、3年前から耕作放棄地になっていたところですよ。</p> <p>そこに〇〇さんが、最初は貸してくれということで話をされたんですけども、買って基盤整備をしてから、新しく何か作物を植えるということでした。</p> <p>現地の方は、浦田推進委員から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>現場は、現在開墾されて、今は何も作られておりませんが、玉ねぎや野菜を作ろうかなということで、着々と進んでいました。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第21号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>事務局</p>	<p>議長</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生活性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された内田推進委員から調査報告をお願いします。
内田推進委員	<p>26日に、現地を見てみようということで、川崎農業委員と私で、確認に行きました。</p> <p>10年くらい耕作されておらず、雑木が生えてたり、そういう状況でした。周辺地も太陽光設備があるようなところで、確認をしました。</p> <p>あと、〇〇さんと〇〇さんについては、川崎委員が翌日に電話をして、本人さん達に確認ができているということです。</p> <p>問題ないということです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第22号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第22号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。

野口委員	<p>12月25日に、〇〇さんと〇〇さんの両方に電話で確認をしました。今までも借りてきてるから、引き続き借りたいということでした。そのまま、またよろしく願いますということでした。</p> <p>26日に池田推進委員と現場確認もしております。</p> <p>〇〇さん、〇〇さんにはこれで進めていいですねということで、了解をいただいているところです。以上です。</p>
池田推進委員 議長	<p>これ以上の補足はございません。以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第23号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第23号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された市丸農業委員及び浦田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸委員	<p>報告します。</p> <p>21日に、浦田推進委員と、〇〇さんを交えて現地確認をしました。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親戚同士です。</p> <p>今回、10年間の期間設定ですけれども、〇〇さんも、いつまで作りきる</p>

浦田推進 委員	<p>か分からんということでしたけれども、周りが荒れていって、親戚から依頼があったということで、ここで作っておられるということです。</p> <p>12月27日、市丸農業委員と2人で現地に、〇〇さんを交えて話し合いをしたところ、畑の方は、里芋、玉ねぎを植えておられました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第23号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案23号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は原案どおり認められました。</p> <p>ここで、追加議案がございますので、事務局より議案の配布をお願いします。</p> <p>(議案配布)</p>
議長	<p>それでは審議に入りたいと思います。</p> <p>追加議案第24号農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第24号について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島委員	<p>今の件ですけれども、推薦がどちらから出てたのか、その推薦された方た</p>

事務局	<p>ちが、結果として、何も知らないで勝手にやめるという話になると心配ですので、推薦者の確認を取ってあるのかどうか、その辺をお願いします。</p> <p>区長さんには話をして、了承は得たということです。</p> <p>推薦者は、区長推薦じゃなくて、〇〇さん、〇〇さん2人の個人推薦となっています。</p>
議長	<p>26日に、事務局長と私と山田さん宅に辞めたい理由を聞きに行きました。何が理由かということを知ったら、先程、事務局より説明がありましたとおり、自分は1人で、ハウスとかみかんを耕作してるので、毎回、研修会とかには出てくることはできませんということでございました。</p> <p>それと、もう一つ、辞めたい理由は、今日のように、ずっと朝から1日間研修とかあった場合、強制的に出席しなければならないと言われ、必ずしも強制ではないことを伝えたんですが、自分はもう辞めると決めていると、意思がものすごく固かったです。</p> <p>そこで、いろいろと話をしたんですが、どうしても辞める意思が難かったので、いくら説得しても駄目だなと諦めて帰ってきました。</p> <p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>追加議案第24号について、山田委員の辞任に同意する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、追加議案第24号は辞任同意することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、辞任同意が決定しましたので、追加議案の配付をお願いします。</p> <p>(議案配布)</p>
議長	<p>それでは審議に入りたいと思います。</p> <p>追加議案第25号農地利用最適化推進委員の補充について、事務局の説明</p>

事務局	<p>を求めます。</p> <p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは議案第25号について、ご意見をお願いします。</p>
市丸委員	<p>新たに推進委員を補充していただくようお願いします。</p>
内田推進委員	<p>補充するということによろしいかと思えます。</p>
大岡推進委員	<p>残任期間がまだ2年以上あるので、補充するのが妥当だと思います。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>意見がまとまりましたので、議決をとります。</p> <p>追加議案第25号について、新たに1名を公募し、補充することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、追加議案第25号は新たに1名を公募し、補充することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第7回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 1 月 5 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 福 江 晋

議事録署名者 市 丸 義 則